

税法上の取扱いについて

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

保 険 料 (掛金から制度運営事務費を除いたもの)	個人年金コース→保険料は個人年金保険料控除の対象となります。			
	一般積立コース→保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。			
	一般の生命保険料控除額、個人年金保険料控除額ともに下の算式により算出されます。			
	所得税の控除額	年間支払保険料の合計額 25,000円以下 25,001円から50,000円まで 50,001円から100,000円まで 100,000円超	一般の生命保険料控除額、個人年金保険料控除額 全額 年間支払保険料合計額×1/2+12,500円 年間支払保険料合計額×1/4+25,000円 一律 50,000円	地方税の控除額
		一般の生命保険料控除額、個人年金保険料控除額 全額 年間支払保険料合計額×1/2+7,500円 年間支払保険料合計額×1/4+17,500円 一律 35,000円		
【ご注意】	2010年度の税制改正により、2012年から生命保険料控除制度が改正されましたが、「積立年金」は旧制度が適用され、所得税は最高5万円の所得控除が受けられます。 (新規加入日が2012年1月以降の方についても、「積立年金」の制度発足日が1986年8月であることから旧制度と判定されます。) ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除全ての適用を受ける場合、所得税の所得控除限度額は合計で12万円です。			
脱 退 一 時 金 (一部または全部払出金を含む)	脱退一時金（一部または全部払出金）を受け取る場合は、次の算式で得た額が一時所得として課税の対象となります。 一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2 (他に一時所得がない場合) * 所得税に加え復興特別所得税が課税されます。			
年 金	加入者本人が年金を毎年受け取る場合は次の算式で得た額が雑所得として課税の対象となります。 雑所得課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料合計額}}{\text{年金支払総額}}$ (見込額) なお、この額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。			
遺 族 一 時 金	加入者死亡による遺族一時金は相続税の課税対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合、次の算式で得た額までは非課税となります。 法定相続人数×500万円			
積 立 金	積立期間中の保険料及び配当金は非課税です。			

自動車総連・積立年金

(拠出型企業年金保険)



スマホ等で
アクセスください
説明動画が視聴できます



ご加入後送付される主な書類

加入のしおり	新規加入者には、制度の仕組みや加入後の手続きを説明した「加入のしおり」を送付します。
ご加入のお知らせ	新規加入者には「ご加入のお知らせ」を送付します。(8月1日付加入は10月末頃、2月1日付加入は4月末頃)
生命保険料控除証明書	月払・ボーナス払・一時払の分をあわせて、毎年10月末頃送付します。
残 高 通 知	加入後の決算日(8月1日)の有効加入者には、積立金の残高をお知らせする「残高通知」を毎年10月末頃に送付します。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

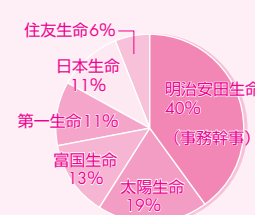
(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

自動車総連・積立年金は、老後の生活に備える自助努力の為の制度です。皆様の積立金については、自動車総連・中央執行委員会で決定された6社の生命保険会社に委託運用することによって、リスク分散を図っています。こうした点についても十分にご検討頂いた上で、御自身の判断で加入申込をしてください。

幹事会社 明治安田生命保険相互会社

〔連絡先〕 広域組織法人部法人営業第一部
〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館 21階
TEL 03-3560-5905



左記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2019年9月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が左記の引受割合と異なる場合があります。

Point 1

目的に合わせた2コース

個人年金保険料控除の適用が受けられる「個人年金コース」と、途中払い出しが可能な「一般積立コース」

Point 2

自由に選べる積立コース

月々1千円(1口)から、ボーナスは1万円(1口)からOK

Point 3

積立途中でも口数を自由に変更できます

年2回→春・秋の募集期間中

Point 4

運用利率は予定利率年1.25%+配当率

・予定利率については将来変更される場合があります。
・毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
・決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

<申込締切日>

加入日	新規(未加入の方)	口数変更
2020年 8月1日	2020年 5月8日(金)	2020年 5月22日(金)
2021年 2月1日	2020年 10月30日(金)	2020年 11月6日(金)

上記は幹事保険会社の締切日です。所属労連・組合毎で締切日が異なる場合がありますので所属組合にご確認ください。

※締切日以降に提出された申込書に関しては、次回の加入日の加入として取扱います。

<提出先>

新規(未加入の方)	口数変更
所属組合役員まで	「掛金(口数)変更申込書」に記載の提出先

※【契約概要】【注意喚起情報】はP1~P2に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。



自動車総連

(全日本自動車産業労働組合総連合会)
〒108-0074 東京都港区高輪4-18-21 View-well Square
(ビューウェルスクエア)

お問い合わせは

0120-827-050

明治安田生命自動車総連担当 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)
一部の固定電話からは繋がりません。

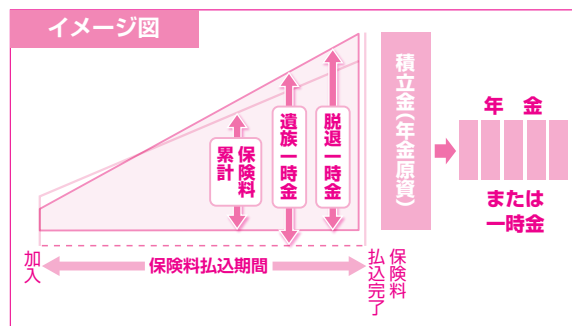
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)
保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金(もしくは一時金)
ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることもあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部
03-3560-5905

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

意向確認(ご加入前のご確認)

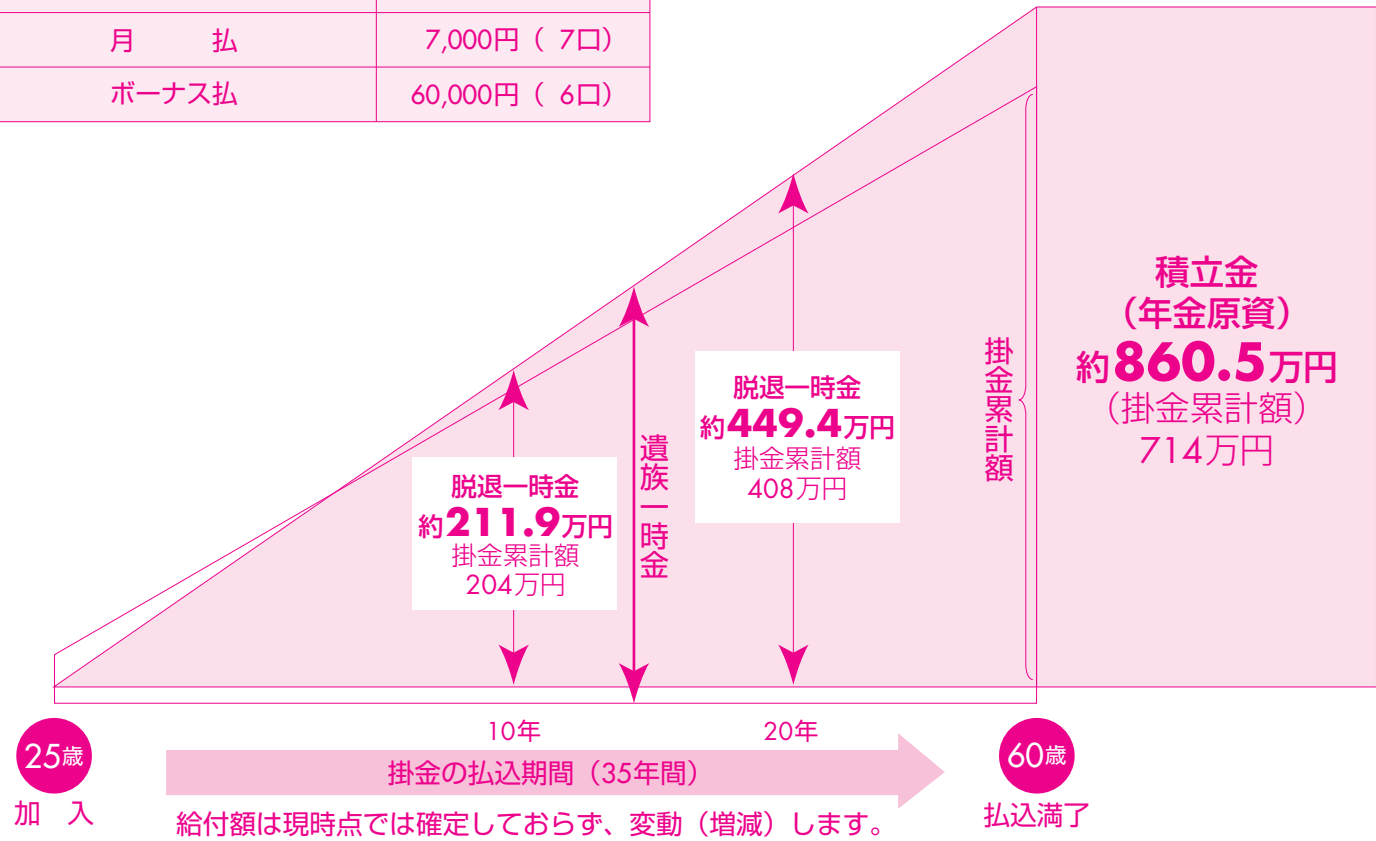
自動車総連・積立年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度のしくみ

1 積立期間中

ご加入例(モデルプラン)

ご加入年齢	25歳
お払込満了	60歳
月 払	7,000円(7口)
ボーナス払	60,000円(6口)

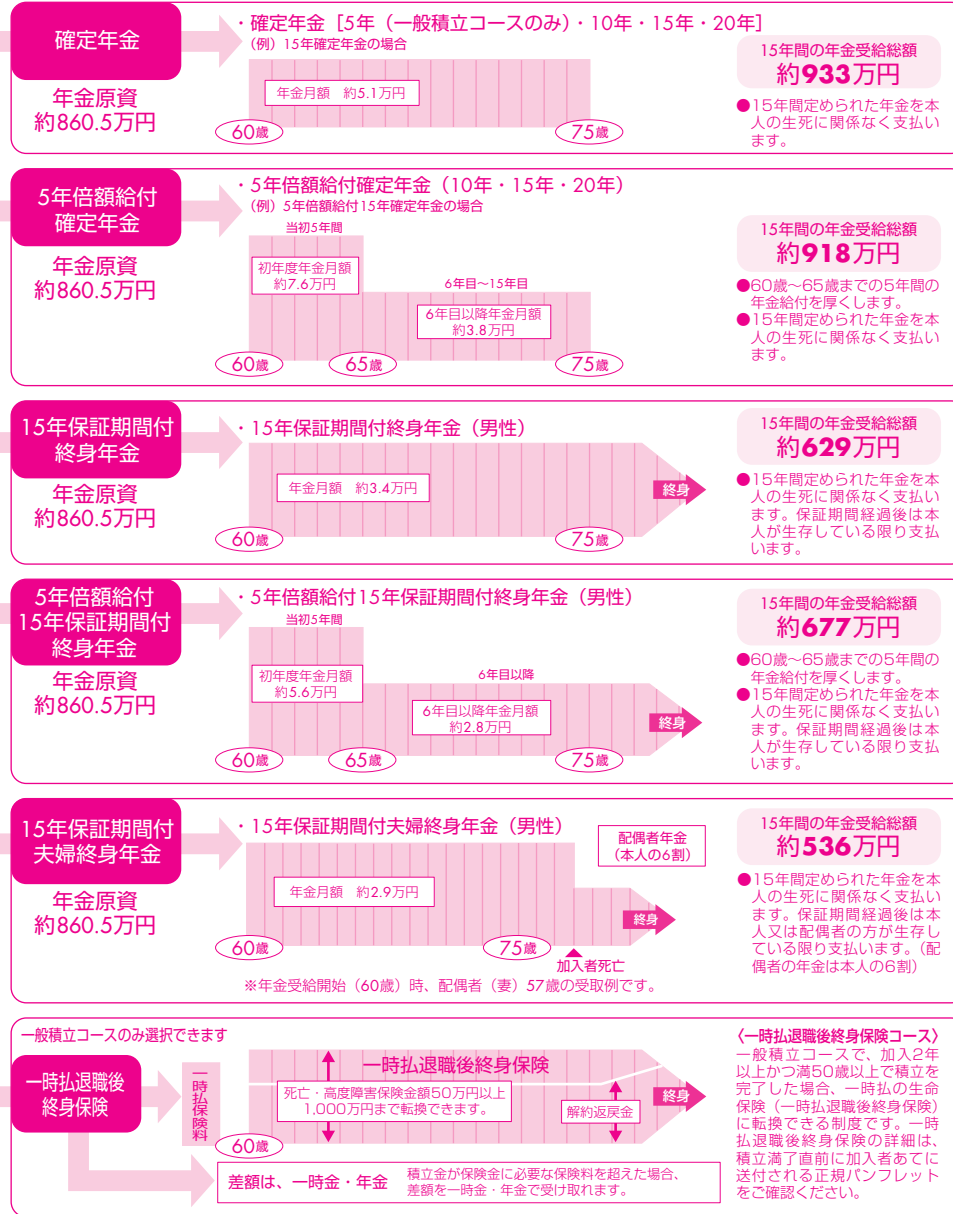


2 積立満了後の給付例

加入プランで個人年金コースと一般積立コースの両方を年金選択した場合の試算図です。

いずれかを選択

・豊富な年金種類から組み合わせを自由に選択できます。
・(個人年金コース・一般積立コース)月払・ボーナス払それぞれ一種類
・年金に代えて一時金を受取ることもできます。



(5年倍額給付)15年保証期間付終身年金・15年保証期間付夫婦終身年金についての留意点

年金受取開始後、保証期間内に一時金でお受取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。この場合でも、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときに限り(夫婦終身年金の場合はご加入者または配偶者が生存しているときに限り)再び所定の年金が支払われます。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか、年金に代えて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。左記の15年保証期間付終身年金の例の場合、年金原資約860.5万円に対し保証期間内に受け取れる年金の累計額は約629万円です。このように、保証期間内に受け取れる年金額は、積立られた年金原資額を大幅に下回りますのでご注意ください。
*保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

年金の種類もたくさんあるんだ。



積立年金加入のポイント

■「個人年金コース」と「一般積立コース」の特長(相違点)

	個人年金コース	一般積立コース
① 加入年齢	満50歳未満 (自動車総連傘下組合員または組合が認めた方です。…6ページの加入資格をご覧ください。)	満70歳以下
② 全部中止(保険料払込の中断)	払込を中断することはできません。	※1 最長3年間払込を中断することができます。
③ 積立金の払出	払出しはできません。(脱退して一時金を受取ることはできます。)	※2 積立金を払出すことができます。(契約は継続します。)
④ 年金の取扱い	年金月額にかかわらず取扱いします。	※3 積立金を年金で受取る際、初年度年金月額が1万円未満の場合は、年金の取扱いはできません。
⑤ 保険料の税法上の取扱い	個人年金保険料控除の対象となります。	一般の生命保険料控除の対象となります。
⑥ 積立金受取時税法上の取扱い	脱退一時金は、一時所得として課税対象 年金は雑所得として課税対象	

- ※1 一般積立コースは、育児休暇中や休職中など、掛金の払込が困難な場合、加入(積立)期間中に保険料の払込み(積立)を3年間中断することができます。詳細は「制度の取扱い」全部中止の項目をご覧ください。
- ※2 詳細は「制度の取扱い」積立金の払出しの項目をご覧ください。
- ※3 夫婦終身年金や5年倍額給付確定年金を選択する場合は初年度年金月額が2万円以上である必要があります。詳細は「制度の取扱い」年金の受給資格をご覧ください。

■一般積立コースの保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となります。個人年金コースの保険料は「個人年金保険料控除」の対象となり、一般の生命保険料控除とは別に、保険料控除の対象となります。(他に個人年金保険料控除の適用を受けていない場合に限りです。)

※年間保険料が10万円以上の場合個人年金保険料控除は所得税で50,000円 地方税では35,000円です。個人年金コースに年間10万円以上の保険料で加入すれば、これだけ軽減効果があります。(但し、他に個人年金保険料控除を受けていない場合です。)また、一般積立コースに入った場合も同額の軽減効果があります。(但し、他に一般生命保険料控除を受けていない場合です。)

年取300万円の場合は、年間10万円の保険料を個人年金コースに積立てれば、一般の生命保険料控除とは別に、所得税と住民税合わせておよそ6,000円の軽減効果があるよ。



	独身	夫婦のみ	夫婦・子ども1人
年収 300万円	6,100円	6,100円	6,100円
年収 500万円	8,600円	6,100円	6,100円
年収 700万円	13,700円	8,600円	8,600円
年収 1,000万円	13,700円	13,700円	13,700円

令和元年度版 保険料のすべて(新日本保険新聞社)より
※上記軽減額は令和元年度税制による試算額で、今後変更となる場合があります。
(注)①社会保険料控除額は財務省試算用指数を使用。②住民税の均等割は人口50万人以上の市における標準税率(4,000円)。(平成26年度から令和5年度まで、道府県民税、市町村民税を各500円、計1,000円を加算)③課税所得は1,000円未満切り捨て、税額は100円未満切り捨て。ただし、復興特別所得税は1円未満切り捨て。④課税所得の計算一給所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除(加入の場合のみ)、配偶者控除(所得税38万円、住民税33万円)、扶養控除(一般(16歳~18歳)は所得税38万円、住民税33万円、特定扶養親族(19歳~22歳)は所得税63万円、住民税45万円)、基礎控除(所得税38万円、住民税33万円)を差し引き算出。⑤夫婦と子1人は、一般の控除対象扶養親族1人として計算。子がすべて扶養控除対象外の場合は、単身者または夫婦者を参考のこと。⑥生命保険料控除の対象となる生命保険、個人年金、介護医療保険に加入の場合、生命保険料控除額は、平成23年12月31日までに締結した契約については、一般、個人年金それぞれ最高で所得税5万円、住民税3万5,000円、平成24年1月1日以後に締結した契約については、一般、個人年金、介護医療それぞれ最高で所得税4万円、住民税2万8,000円となる。但し、新旧生命保険料控除の合計適用限度額は所得税12万円、住民税7万円となる。⑦新生命保険料控除制度は、平成24年度の所得税、平成25年度の住民税から適用となる。⑧復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が平成25年分から令和19年分まで課税される(給与所得者は源泉徴収による)。1円未満切り捨て。
〔ご注意〕2010年度の税制改正により、2012年から生命保険料控除制度が改正されましたが、「積立年金」は旧制度が適用され、所得税は最高5万円の所得控除が受けられます。(新規加入日が2012年1月以降の方についても、「積立年金」の制度発足日が1986年8月であることから旧制度と判定されます。)
ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除全ての適用を受ける場合、所得税の所得控除限度額は合計で12万円です。
詳細については、裏表紙の「税法上の取扱いについて」保険料の項をご覧ください。

給付額試算表

給付額試算表 (掛金払込期間中)					
加入期間	<月払:10口(1万円)>(制度運営費0.7%)		<ボーナス払:10口(10万円)>(制度運営費0.2%)		<一時払積増:10口(100万円)>
	払込掛金合計額(円)	積立金額(脱退一時金額)(円)	払込掛金合計額(円)	積立金額(脱退一時金額)(円)	積立金額(脱退一時金額)(円)
1年	120,000	約 118,000	200,000	約 197,600	約 998,300
2年	240,000	237,500	400,000	397,500	1,009,700
3年	360,000	358,300	600,000	599,700	1,021,200
4年	480,000	480,500	800,000	804,200	1,032,800
5年	600,000	604,100	1,000,000	1,011,000	1,044,600
6年	720,000	729,100	1,200,000	1,220,200	1,056,500
7年	840,000	855,500	1,400,000	1,431,800	1,068,600
8年	960,000	983,400	1,600,000	1,645,800	1,080,800
9年	1,080,000	1,112,700	1,800,000	1,862,300	1,093,100
10年	1,200,000	1,243,500	2,000,000	2,081,200	1,105,600
15年	1,800,000	1,920,500	3,000,000	3,214,100	1,170,200
20年	2,400,000	2,637,200	4,000,000	4,413,400	1,238,700
25年	3,000,000	3,396,000	5,000,000	5,683,100	1,311,200
30年	3,600,000	4,199,400	6,000,000	7,027,300	1,388,000
35年	4,200,000	5,050,000	7,000,000	8,450,600	1,469,400
40年	4,800,000	5,950,500	8,000,000	9,957,400	1,555,600

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料87.4億円を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2019年9月1日現在)を引受割合(2019年9月1日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2019年9月1日現在年1.25%)を使用しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

- ボーナスや満期金などまとまったお金を一時払で積み増す(一時払積増)ことができます。
- 一時払の積立金は、積増した月からの期間で試算しております。

年金給付額試算表(年金原資1,000万円の場合)

年金の種類	基本年金月額 (円)	基本年金額累計		
		10年(円)	15年(円)	20年(円)
10年確定年金	約 87,690	約 10,523,200	約	約
10年確定年金(5年倍額型)	(1年目~5年目) 115,720 (6年目~) 57,860	10,415,400		
15年確定年金	60,250	7,230,900	10,846,350	
15年確定年金(5年倍額型)	(1年目~5年目) 88,990 (6年目~) 44,490	8,009,250	10,679,000	
20年確定年金	46,560	5,588,000	8,382,000	11,176,000
20年確定年金(5年倍額型)	(1年目~5年目) 73,110 (6年目~) 36,550	6,580,550	8,774,050	10,967,550
15年保証期間付終身年金(60歳開始-男性)	40,620	4,874,700	7,312,050	※ 9,749,400
15年保証期間付終身年金(5年倍額型)(60歳開始-男性)	(1年目~5年目) 65,580 (6年目~) 32,790	5,902,650	7,870,200	※ 9,837,750
15年保証期間付夫婦終身年金	34,660	4,159,400	6,239,100	※ 8,318,800

- ①給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。
②15年保証期間付夫婦終身年金については、60歳開始-男性(妻57歳)の例で、夫婦の年齢によって受取額は異なります。

※本人生存の場合

制度の取扱い

	個人年金コース(個人年金保険料控除適用型)	一般積立コース(一般生命保険料控除適用型)																
加入資格	自動車総連傘下組合員または組合が認めた方で、加入日(8月1日・2月1日)に満15歳以上で※積立満了年齢(60歳)まで10年以上あり、申込日現在健康で正常に就業している方。ただし、満75歳まで積立を継続できます。※〔満50歳(新規加入日現在)未満の方です。〕	自動車総連傘下組合員または組合が認めた方で、加入日(8月1日・2月1日)に満15歳以上満70歳(新規加入日現在)以下で、申込日現在健康で正常に就業している方。ただし、満75歳まで積立を継続できます。																
積立満了年齢	満60歳です。																	
掛金(2019年9月現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>払込の方法</th> <th>月払 (1口以上最高100口)</th> <th>ボーナス払 (1口以上最高100口)</th> <th>一時払 (1口以上最高200口)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1口当たりの掛金</td> <td>1,000円</td> <td>10,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>制度運営費</td> <td>7円</td> <td>20円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>993円</td> <td>9,980円</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 制度運営費…自動車総連で制度を運営するための事務費です。月払掛金×0.7%、ボーナス払掛金×0.2%です。この制度を管理・運営するための保険会社の事務費です。 ※2. 保険会社の事務費…この事務費は、掛金のお払込みのつと、掛金に対して約1.3%をいただきます。また、前年決算からの平均残高に対して約0.1%の事務費を別途いただきます。記載の事務費は2019年9月1日現在のもので、今後変更する場合があります。 ※3. 遺族特約保険料…この制度加入者が死亡脱退のときに保険料(月払1口=993円、ボーナス払1口=9,980円)を上乗せして支払うための保険料です。この遺族特約保険料は、毎年の決算時の人員構成等によって決定されるため、毎年変動する可能性があります。この金額(掛金-制度運営費-保険会社の事務費-遺族特約保険料)=積立金(運用原資)を「予定利率」で運用してお支払いします。</p> <p>※4. 積立金(運用原資)…この積立金は、掛金(運用原資)から保険料(月払、ボーナス払のみ)を差し引いた残額を積み立てたものです。</p>		払込の方法	月払 (1口以上最高100口)	ボーナス払 (1口以上最高100口)	一時払 (1口以上最高200口)	1口当たりの掛金	1,000円	10,000円	100,000円	制度運営費	7円	20円	0円	保険料	993円	9,980円	100,000円
払込の方法	月払 (1口以上最高100口)	ボーナス払 (1口以上最高100口)	一時払 (1口以上最高200口)															
1口当たりの掛金	1,000円	10,000円	100,000円															
制度運営費	7円	20円	0円															
保険料	993円	9,980円	100,000円															
掛金の払込	月払:毎月27日に加入者指定の口座からの自動引落し。(初回は7月または1月より。金融機関休業日の場合翌営業日)ボーナス払:毎年7月27日と1月27日に加入者指定の口座からの自動引落し。(金融機関休業日の場合翌営業日)一時払積増:銀行振込または郵便振込とし、毎年7月20日~8月20日、もしくは12月20日~1月20日までに加入者が所定用紙で直接振込みます。(フリーダイヤルにて振込用紙を請求してください)退職時一時払:退職時に限り上記以外の一時払ができます。方法は一時払積増と同様ですが、確定年金を選択する場合、その時点の積立金額を限度とします。																	
加入日	加入受付期間は毎年2回です。①春募集~5月8日まで(8月1日付加入)②秋募集~10月30日まで(2月1日付加入)※労連・組合毎に受付期間・締切日が異なりますので、所属組合にご確認ください。																	
口数の変更(増口・一部中止)	変更の受付期間は毎年2回です。①春募集~5月22日まで(8月1日付加入)②秋募集~11月6日まで(2月1日付加入)※労連・組合毎に受付期間・締切日が異なりますので、所属組合にご確認ください。																	
口座引去り不能時の取扱い	①月払…翌月には2ヵ月分をまとめて請求します。翌月に引き落しできなかった場合翌々月に3ヵ月分を請求します。翌々月にも引き落しできなかった場合には、脱退扱いとします。 ②ボーナス払…翌月に再度請求し、それでも引き落しできない場合は、翌々月にもう一度請求します。翌々月にも引き落しできなかった場合には脱退扱いとします。																	
積立金の払出し	積立金の一部を払い出すことはできません。脱退し全額を一時金として受け取ることはできません。	積立金が5万円以上あれば全部、または一部を5万円以上1万円単位で払出しできます。なお、払出しは毎月可能です。(一部の払出し) ※この場合、中止の事由(その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合を除く)に該当することとします。																
積立期間中の給付	①脱退:脱退一時金(加入者本人受取。一時金の受領には約2~3週間の余裕をみてください。決算期(8月1日)の請求は約1ヵ月の余裕をみてください。) ②死亡:遺族一時金(脱退一時金に月払・ボーナス払1回分の保険料相当額を加えたもの。ただし死亡時に掛金払込みを全部中止している場合、及び掛金が未納だった場合は加えられません。)受取人順位:1配偶者、2子、3父母(養父母、実父母の順とする。)、4孫、5祖父母、6兄弟姉妹 ③年金受給資格を満たした加入者が死亡した場合、遺族が年金(10年確定年金)を受け取ることができます。																	
全部中止	取扱いません。積立を完了し、積立金を一時金(または、年金受給資格があれば年金)で受給することができます。	取扱いません。(全部中止の期間は3年を限度とします。)全部中止とは払込みを中断するもので他の積立金同様に継続して運用されます。積立金の払い出しをする場合は別途手続きが必要です。中止の事由=災害、疾病、障害(親族の疾病、障害および死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合。																
年金の受給資格	掛金払込完了年齢(満60歳)に達した時、または満50歳以上でかつ積立期間が10年以上である事。(受取人は加入者本人)ただし、5年確定年金の選択はできません。また積立満了年齢である満60歳未満で年金支給を開始する場合は確定年金の選択ができません。	掛金払込完了年齢(満60歳)に達した時、または満50歳以上でかつ積立期間が2年以上である事。(受取人は加入者本人)年金月額が1万円未満、および年金年額が3,000万円以上となる年金の取扱いはできません。(夫婦終身年金及び5年倍額給付年金は、初年度年金月額2万円未満の場合、年金の取扱いはできません。)																
年金種類	①確定年金定額型(5年・10年・15年・20年)・5年倍額給付確定年金(10年・15年・20年) ②15年保証期間付終身年金(定額型)・5年倍額給付15年保証期間付終身年金 ③15年保証期間付夫婦終身年金(定額型) ※ただし、5年確定年金は一般積立コースのみ選択できます。 ※年金は年4回(3月・6月・9月・12月)3ヵ月ずつ分けて支払います。																	
年金の繰延べ	最高10年まで年金受給を繰延べすることができます(最高80歳まで)。※年金の繰延べとは、年金の据置のことをいいます。ただし、繰延べ期間中は掛金の払込み、一部の払出しはできません。繰延べ期間は、短縮する事が可能です。(年金受給開始希望日の2ヵ月前までに手続きが必要です)																	
一時払退職後の終身保険への換	一時払退職後終身保険のお取り扱いはありません。	掛金払込完了年齢(満60歳)に達した時、または満50歳以上でかつ積立期間が2年超の方が脱退したときに一時払退職後終身保険へ転換することができます。																
配当金	・積立期間中の配当金は、年1回責任準備金の積増のために繰入れられます。(配当金が生じた場合) ・年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当されます。																	
引受生保毎の年金額	年金開始時の引受生保割合に応じて設定された年金額となります。その引受生保毎の年金額は、積立中者の生保引受割合の変更にかかわらず、引き続き年金受取り満了まで継続してお支払いいたします。																	